

労働施策総合推進法に基づく中途採用比率

労働者の主体的なキャリア形成による職業生活のさらなる充実や再チャレンジが可能となるよう、中途採用に関する環境整備を推進することを目的として、労働施策総合推進法に基づき、正規雇用労働者の中途採用比率の公表が義務化されました。

直近の3事業年度の各年度について、当院の正規雇用労働者の中途採用比率を下記のとおり公表します。

| | 2019 年度 | 2020 年度 | 2021 年度 |
|----------------|---------|---------|---------|
| 正規雇用労働者の中途採用比率 | 48% | 62% | 50% |

公表日:令和4年8月3日